

○災害弔慰金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

地震によりお亡くなりになった方の遺族に対して災害弔慰金を支給します。

【受給遺族】

配偶者、子、父母、孫、祖父母
兄弟姉妹（同一世帯、同一生計に限る。）

【内容】

- | | |
|---------------|-------|
| ・亡くなった方が生計維持者 | 500万円 |
| ・生計維持者以外 | 250万円 |

○災害障害見舞金「災害弔慰金の支給等に関する法律」

地震により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方に災害障害見舞金を支給します。

【内容】

- | | |
|---------------------|-------|
| ・重度の障害を受けた方が生計維持者 | 250万円 |
| ・重度の障害を受けた方が生計維持者以外 | 125万円 |

【問い合わせ先】

社会福祉課 0964-32-1387（直通）
0964-32-1111（内線1128・1129・1134・1135）